

1. 議事日程

〔平成24年第2回安芸高田市議会6月定例会第7日目〕

平成24年 6月19日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	熊高昌三	2番	前重昌敬
3番	石飛慶久	4番	児玉史則
5番	大下正幸	6番	水戸眞悟
7番	先川和幸	8番	山根温子
9番	宍戸邦夫	10番	山本優
11番	前川正昭	12番	秋田雅朝
13番	赤川三郎	14番	青原敏治
15番	金行哲昭	16番	入本和男
17番	今村義照	18番	亀岡等之
19番	塚本近	20番	藤井昌之

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

11番 前川正昭 12番 秋田雅朝

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	永井初男	総務部長	沖野文雄
企画振興部長	竹本峰昭	市民部長	新川昭夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武岡隆文	産業振興部長	清水勝
産業振興部特命担当部長	小田忠	建設部長兼公営企業部長	河野正治
教育次長	沖野和明	消防長	久保高憲
会計管理者	森川薫	八千代支所長	叶丸一雅
美土里支所長	高本修	高宮支所長	藤井静雄
甲田支所長	益田茂樹	向原支所長	岡崎賢志

総務課長 杉安明彦 行政経営課長 西岡保典

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長 外輪勇三 事務局次長 山中章
専門員 藤堂洋介 主任 宗近弘美

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

- 藤井議長 それでは皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員は20名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において11番
前川正昭君及び12番 秋田雅朝君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

- 藤井議長 日程第2、15日に引き続き一般質問を行います。  
一般質問の順序は通告順といたします。  
それでは質問の通告がありますので順次、発言を許します。  
16番 入本和男君。

- 入本議員 おはようございます。

私も一般質問で朝一にするのは初めてでいささか緊張しておるような  
気もいたしておりますし、また今回も浜田市長になりまして市政が2期  
目ということで私も初心にかえって市民の目線といいますか、議員の立  
場も併用して、今回広報5月号の浜田市長のインタビューの内容から質  
問をさせていただきます。それと広報誌とまた中国新聞の記事を併用し  
ますと、そのあたりにはやはり市民の目線に近づけるのではなかろうか  
と思います。

去る6月16日に甲田町の小田地区に防災の避難訓練等がありまして、  
その席にも浜田市長が出席されてモデル地区にしたいと言われたことが  
ありまして、地域の人も新聞記者を首を長くして待っておられましたが、  
やはり記事にしてもらいたいという気持ちは地域の方も頑張ってる姿、  
また市政としてもそういうものや思いが市長の中にあるところで、そう  
いう点においても市の広報誌は毎月、新聞は明るる日というスピーディ  
ーな形で、議会の広報は3カ月に1回と非常にスローペースな面で新聞と  
市の広報というものはかきはなせないところがあるかと思えます。

新聞の記事の中にもやはり見させていただきますと、いいものと悪い  
ものもはっきり出るわけでございますが、議会としてもやはりその点を  
我々も注意をしながら施策に対してチェックするところはチェックし、  
また認めた場合はその中の進行状況、最小の経費で最大の効果という基  
本的な中で進めていかないかなと思っております。

また、折り込みを見ましても市の商工会から市長の売り出しでありま  
す若者定住の向原団地のことが折り込みで出ておりまして、安芸高田市  
ブランド住宅事業組合の方が一体となって安芸高田市の活性化に、また

地場産業の育成にという形も折り込みがあったことは非常に市長もバックアップをしてやるという約束のもとになったのではなかろうかと思えます。

また、これは江の川手づくりいかだ川下りレースですけど、この問題もやはり平成2年から11年まで4市6町334チームが出席され、13年間休んでおられていかだレースを通して、川をほうっておくということは使うことによってきれいになっていくことを学んだと。みんなで使う川をみんなできれいにしようという合い言葉を川に親しみ川は大切に認識しようと思って今回また発足されて、これも河川の整備または若者が前回の姿を見てもう一度掘り起こされたことは意義深いことではなかろうかと思っております。ぜひ、事業団が主体でございますが、市長のほうもこれについてはしっかり後援会のほうも河川事務局のほうに支援のほうをしっかりとお願いしていただければというふうに思っております。中国新聞のほうにもそういう意味では早速8月5日に「にぎわいを13年ぶり」という大きなタイトルで出されていたおると、こういうふうがいい面も出ております。

また、新聞でよい面を見させていただきますと、湯治村のファンでつくる広島グリーンクラブの会員たちが駐車場の斜面に芝桜を植えた。それがきょうの新聞にも、これが6月6日にそういうことが出てたんですが、きょうの新聞にも「今度は成長が楽しみである」と、いつの間にか神楽湯治村の努力によって広島のほうにファンが出てるということは我々も知らなかったことで、そういう他地域からこういう応援があるということは非常にうれしいことではなかろうかと思えます。

また、小さい事業ではございますけど、安芸高田市においては神楽やバザー、ほたる祭りが八千代それから川根のほうとかいうところでやられるというこういう広報もしてもらって、交流人口並びに地域の活性化を応援してもらうこともありがたいことだなというふうに思っております。

まだほかにもたくさんあるわけでございますが、高宮ではさんばい祭りとか、それから学校のほうでは八千代町の刈田小学校が外国人の留学生を招いて運動会をしたという多文化共生の一端を担っているのもこれも市の方向性とまた教育委員会の努力ではなかろうかと思っております。

また、先に行われたふるさとの総会でございますが、これもサンフレッチェを応援したりとか、市長もふるさとの応援の会を、後ほど質問いたしますが、それを利用して地産地消を深めていきたいとか。また、甲田のほうでは、音楽のグループが結束して6団体が甲田のミュージックを使って音楽で甲田を元気にというタイトルで、これも自主的に何とかしなきゃいけないという、何とかしようという、楽しいまちにしようというのが見えてるかと思っております。

また、婚活でございますが、神楽団との婚活はいかがというふうなイベントもあると聞いて、現在ちょうど婚活の中では神楽団の中にも婚約

者、結婚相手がいないということもあればまたこれも一つのこういう新聞記事を書いてもらうということは非常にありがたいことだろうというふうにもまた思っております。

また、向原のほうでは5,000株の花ショウブとか、それから湧永のニュースにしても6月9日、15日と2度にわたって湧永のほうに宣伝をしていただいております。わずか6月20日までですけど、いろいろなことがそういうふうに新聞の報道でやっておられます。吉田の清神社をとということで商工会青年部が掃除をしたとか、それから高齢者との交流で向原高校生が麦わらを使って蛍のかご作りをしたという、なかなかできないことを地域の方もまた向原のほうも地域密着とした高校であってなかなか和むような記事も載せていただいております。

それから、これは直接安芸高田市が主体ではないのですが、これは庄原のほうでございますが、逆手塾、過疎を逆手に取るという形ですけど、この中にもやはり安芸高田市の、ここでは名前が出ておるのは住吉慎一さんというのが甲田町の人ですけど、この人が出席してこういう活動で過疎を元気にしようという活動に参加されておるといふ、甲田の人もこういうところに入って交流しとるんだよということも載せてもらっておるとも非常に大きいことではなかろうかと思えます。

中には、新聞には先だってありました給食の混入でございますが、これも2度にわたって具体的に書いていただいて、まずいことですけどやはりそういう食に関する衛生面を食べた後でなくて食べる前に見つかったということは大変大きな、これは食に関して非常に関心を現場の人が厳しく、中には余りにも厳しさに耐えられないのでやめたという方もおられますが、やはりそれほどウエートの高いものだというふうに思っております。しかしながらこういうマイナス面も正直に出すことによって、市はしっかり管理しとるんだということでマイナスがプラスに転じるんではなかろうかと思えます。これは14、15日の連載で出ておりますが、そういうふうに新聞のほうもわずか6月だけをちょっとみてもそういう記事が載っておりますということは非常に我々とすればありがたいことだなというふうに思っております。

○藤井議長 入本議員に申し上げます。発言中でございますが、ただいま発言されております内容は通告外でございますので、通告事項に従って質問をお願いします。

○入本議員 はい。通告の中に本来は入れるべきだと思ったんですが、まとめて報告したほうがわかりいいかなと思ひましてそうさせていただきます。そこで質問に入らせていただきます。市の課題について、中山間地域の課題として少子化対応できる仕組みとは。これは今申しましたように、5月号で市長さんが述べられておる記事をどのような形で述べられたのか、考えがあるのか、伺うものでございます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

ただいまの入本議員の御質問にお答えいたします。少子高齢化についての御質問でございます。

即効性のある施策はなかなか難しいと思いますけど、他の町も同様の悩みを抱えておられることと思います。広義の意味で言えば、行政施策のすべてが少子高齢化を担った施策の展開をやっているつもりでございます。本市におきましては、現在、事業を展開しておりますけど、例えば紹介いたしますと、小学校児童までの医療費の無料化等とか24時間保育の一環でございます「病後児・一時預かり事業」等の充実によりまして、住んでみたいと若者が言うような展開に図っていききたいと子育て支援事業を展開しているところでございます。

また、「東広島・高田道路」とか「光ファイバ事業」とか、上下水の水洗化率の向上とか上水道による未給水区域の解消とか、こういうことも若者定住の一環になるんじゃないかと思ってこういう事業も展開をしているところでございます。このことは強いて言えばまた今度は企業の誘致の条件にもなってくるので、こういう事業の展開も大事だと思っております。それから、若者定住に対する住宅の購入とかにつきましても助成制度も一つの手法かと思っております。また、「市民総ヘルパー事業」とか「多文化共生」とか事業の展開を行ってましますけど、将来にわたって仕組みづくりと言うたんですけど、この今の財政状況を抱えながら安芸高田市を今後守っていくためにはこういうような自助・共助の市民の協力が必要だということを市民の方にも訴えていきたいと。また、多文化共生というのは少子化によって人がいなくなった、将来に対する雇用とか優秀な人材を確保するためにも日本人だけでは賄えなくなってくるので、外国の方にも協力をしてもらわないけんという将来に向かってのことから、こういう事業の展開も図っているところでございます。

また、「未来創造事業」で文化とかサッカー、神楽を中心としたまちづくりの展開とか、また、サンフレッチェとかレオリックのハンドボールを利用した魅力あるスポーツを通じたまちづくりとか。トータル的に若者たちが安芸高田市を見てもらえるような施策の展開がこれからも必要じゃないかと思っております。こういう事業を重点的に展開し、取り組みを地道に継続することが、少子高齢化に対応可能な環境を構築することにつながると考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 大体大枠は私も理解しとるわけですが、先に申しましたように、多文化共生にしても各校区単位でやるとか、それからやはり医療の無料化は別としまして住宅の問題はやはり中山間地域、過疎地域においては非常に空き家対策等で大変ですね。そういうところに振興会がどうしても絡んでこないとうまくいかないと思うのですが、これ振興会に対する中山間地域の課題として桑田の庄にしても、川根にしてもそのように地域が

一体となって不足部分を解消しながら地域定着を目指しておられるというふうに思われますが、そのあたりの地域課題としてこの問題を市の全体としてはわかりますが、地域課題として今後進められる過程は考えはないか、伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言ありがとうございます。私も同感でございます。振興会を発足されたときに、地域の祭りとかそういうものを担当されてますけど、我々の今度事業の展開、市民総ヘルパー事業とか自主防災とか、こういう展開されてる振興会もございますけど、こういうことをちゃんと担ってもらうようにしていくことが、またこれを具現化する一つの施策じゃないかと思っております。どっちにいたしましても、今の振興会をちょっと見直してあるべき姿を見直しながら次の展開にまたしていきたい。私のねらいは、安芸高田市の事業の展開の一躍を担ってもらえるようにしていくことが、将来を見据えた事業の展開がうまくいくんじゃないかと思っております。

それから追加になりますけど、先ほど光ファイバーと言いましたけど、私はこの光ファイバーというのは非常にこの地域と都市と中山間層の差別を縮める大きな武器だと思っております。将来的には今光ファイバーが有線のかわりとかテレビ電話が見えるとか市内の電話がただになるとかこういうことをいってますけど、そういうことはもちろんでございますけど、将来的には私この光ファイバーを利用した医療とか学力の向上の問題とかこういうことに転換すればいいまちができるんじゃないかと思っておりますので申し添えをしておきます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 1番につきましては、今光ファイバーが出ましたけど、これは同僚議員もたくさんしておりますし市長の考えも大事ですが、振興会並びに光ファイバーについて、光ファイバーは特に企業誘致のほうに力を入れてもらって僻地でも来られるということがあると聞いておりますので、その点を今後の企業誘致の課題として、そういう場所の提供というものも考えられて一つお願いしたい。また振興会も地域性がありまして、吉田のこのど真ん中と、例を出しては悪いんですが、智教寺とかそういうところとは全く環境が違うわけでございます。やはり公募型といいますか、そういう一つの案を、市長はよくポンプの迎え水と言われます。その迎え水を差し向けて元気に出しておる。あとはみんながやるんだという、その方向性を一つ中山間地域の課題としてやっていただきたいというふうに思います。

2番目に移ります。財政上の課題に対して、今後は建設・土木・農業など専門家に委託したほうが、事業に関しても積極的に委託することがあるが、どのような事業を考えておられるのか、伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの議員の御質問にお答えいたします。

現在、上下水道課では、下水道管渠工事においては、専門家であるコンサルタントに設計委託をしています。その設計図書に基づいて、県土木協会に積算業務を委託しております。変更、積算業務もその土木協会に委託しております。将来的には、現場管理も含めまして、一連のものの委託を考えさせていただきたいと思っております。

また、農林水産課の事務で土地改良事業の圃場整備事業におきましては、平成21年度に1地区、平成23年度に3地区の施工監理業務を圃場整備等の専門性のある広島県土地改良事業団体連合会に委託しております。

技術的専門性を要求されるものについて、事務軽減を図り、職員は他の事業進展を図るなど、委託できるものは委託していきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 団塊世代が定年を迎えて、非常に深い知識を持った方が非常に多くおられると思います。そういう方にやはり市のほうからこういうことを委託したいんだが、一つの公募を集めてみるとか、そういうOBの活用、技術者の活用というところが、今後、非常に人材の活用とまた地域の高齢者の活性化にもつながるといっているように思っております。環境を整えれば整うほどUターンされて高齢者が地域に戻ってされると思いますが、そういう情報を市のホームページ等で方法を探されてですね、どういう問題ができるか、担当課ごとにされてやられる必要があると思いますが、その啓発活動はどのように考えておられますか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 いわゆる行政を経験されているOBの活動というのは大きな課題であり、またこれも大きな効率性のいい問題だと思いますけど、広く一般市民からそういう能力のある人は積極的に登用していきたいとかように思っております。コストも事業団あたりもやっていますけど、事業団がやることによって人件費が職員の3分の1とかこういう状況もございます。事業団のそれでいいんだということはないです。待遇は増していかないけれどもわかりませんが、このようにできるものは外部に委託して行政改革につながっていくというのは基本的な姿勢でございます。

現在は、市の活用につきましては、消防庁のほうには消防団の活用とかみんなやっていますけど、一般市民も含めまして広く人材の活用をこれからも図っていききたいと思っております。よろしく申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 財政上の課題でございますので、委託すればその経費が安定した経費で済むという形で非常に有利で、今市長が言われたようにOBの方が、言い方を変えれば天下りに見えますが、有効人材の活用にも見えます。また、そういうふうにしなくても地域で農業をやったり、また酪農をやったり議員の中にもそういう方もおられますし、そういう半分ボランティア的なことで地域の活性化、まとめ役をしておられることがありますので、ぜひこちらのほうも情報をしっかり出されて、事業団という大きな受け皿があることはよろしいかと思いますが、このあたりも内容によっては集会所の委託みたいに地域でできることがあればそのあたり、また全体でできることのある方がこういう事業がありますよというように情報を流していただければというふうに思っております。

次に質問に入ります。3番目の自助・共助を柱とした市民総ヘルパー構想を推進するとあるが、先ほどから申しておりますように、各振興会との連携についての考えを伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 市民総ヘルパー構想の推進と各振興会との連携についての御質問でございます。

市民総ヘルパー構想の原点は、「もやい」の精神であります。市民の皆さんが持っておられるさまざまな特技や知識、能力、意欲といった強みに着目をいたし、その強みを生かすことで、新たな互助・共助の形を創り出し、少子高齢化が進むそれぞれの地域で、住民同士がお互いに助け支えあって行こうとする構想でございます。

この構想を展開していく上で大切なことは、福祉分野など特定の分野に限定したものにせず、自主防災活動など広義な分野も含めた、市民全体にかかわるものとして位置づけることが大切であると考えております。とりわけ、高齢者や障がい者に限らず、子育て世代や子ども達も含め、地域で支援等が必要な方を一番よく知っておられるのは、その地域にお住まいの方々でございます。従いまして、その地域の住民の皆さんで組織をされておられます地域振興会との連携・協力は、今後、市民総ヘルパー構想を推進していく上では、欠かせないものと認識しておるところでございます。特に、集中豪雨等による災害時には、その地域にお住まいの要援護者の避難等につきましては、地元消防団はもちろんのことでございますが、地域振興会や自主防災組織との連携は必要不可欠と考えております。

こうした観点からも、市といたしましては、今後も引き続き、地域振興会活動の推進並びに自主防災組織の育成強化に努め、市民の皆様方が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 市民総ヘルパー構想の位置づけは、予算の上では市民部になつとるわけですね。それで危機管理室からは逸脱しとると。それからこの中には書いてありますけど、子どもたちの世間の交流減少とかいうのが、総括したものがありますけど、やはり「もやい」というものは我々の時代はよく見ましたけど、最近の若い人はないと思うんですよ。そうすると、やはりこれも総花的でなくて振興会が中心になって、市長さんも小田地区の対策を見られても市民総ヘルパー構想の中の一環であろうかと思えます。やっぱり地域の方が隣近所にだれが住んでおるかというのがわかるわけですね。私も活動させてもらっていますが、生活介護の高齢者の訪問をしてますけど、やっぱり地域を3つも4つも越えていかないけんような状況ですね。それが今のこれが一番本当に原点は、市長さんが言われるのは「もやい」というものは、原点は振興会と位置づけるのが正解だと思えます。だからそういうサービスを受けたい人が遠くから来るので遠慮されるというケースもありますので、そのあたりをやはりもう少し具体化して、この予算案の処置の中にはもうこの高齢者福祉課になつとるわけでございます。やはりそういう点から見ても、もし市長さんがこの市民総ヘルパー構想とはこれだけの項目があるんですよということになるとちょっと位置づけがこの予算書からはちょっと違ってくるような気がするわけでございます。その点を今後振興会として市民総ヘルパー構想をするのか、やはり市民部としてやっていくのか、そこらの明確性が今後具体化にしていくためにはやはり必要性というのはわかっておるわけですから、具体化性が必要だと思えますが、その点について伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この市民総ヘルパー構想は、単なる思いつきでないことを示すために、先般、学校の先生を踏まえて冊子にまとめて構想をまとめたわけでございますけど、100点じゃございませんけど、方向性だけは市民にわかるように心がけていきたいと。これからより充実していきたいと思っておりますけど、議員御指摘のように、どうして具現化していくことが一番大事なので、その中で振興会の役割というのは大きなものがあると思えます。振興会に限らず老人会とかこういう各種団体が市民総ヘルパーに向かってどういう役割を担っていくかと。その中で振興会の方々にはこういうことをしてもらわないけんということをしかり行政も位置づけて協力をしてもらいたいと思っております。その辺のところを今ちょっと我々も位置づけがあいまいであるので、今後はそういうところをしかり位置づけながらお金のいる物にはお金をつけてしていきたいと思っております。予算ありきの世界じゃなしに、やっぱり市民協力ということがこれからの安芸高田市の将来を担うためには一番大事なことでございます。今政府のほう、消費税が上がるとか下がるとか言ってますけど、上がっても下がってもこの安芸高田市だけはこの市民総ヘルパー構想によって持続

できるような仕組みづくりをつくっていきたいと。これが大きな原点になるのが、今の自助・共助であり「もやい」の精神であると思っておるところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 昨年度23年度の仕事目標の成果の中にも書いておられますけど、現在修了者は373名というように書いておられます。この人数と地域のバランスが合っていないんですね。多い地域と少ない地域となっておりますので。それから振興会のほうには補助金やら事業として配布しておりますそのお金を運用して新たに出すということは財政難でございますので、やはりそこらの活動内容のほうに具現化していくということが財政面から見ても大切だろうと思えますし、そうすることによって振興会は自分たちのためだと、行政に仕事するんじゃないで行政に我々が仕事をさせるんだというふうな形に持っていかないといけないと思うんですね。だから現在そういう中でどうしても希望者を募った場合には、中山間地域のほうがどうしても少なくなってきました。そうしたところには遠くから知らない人が何うようなケースもあるし、気の毒がって年寄りですからもやい精神の中では気の毒なのとわしは何にもすることができんものということもあります。しかしながら、隣近所ならそういう地域の振興会でやるということになれば非常にやりやすいかと思えますので、この件についても振興会の補助金をうまく活用するという位置づけでお願いしたいというふうに思っております。

次に移ります。「危機管理体制の見直しは絶対にやらなくてははいけません」と言われているが、その主な内容をお聞かせいただきたいと思えます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの危機管理体制の見直しについての御質問でございます。

議員御指摘の危機管理体制の見直しにつきましては、先月5月31日に防災会議を開催いたし、東日本大震災を踏まえた事項を中心に修正を行い、御承認をいただいたところであります。

今回の主な焦点は、津波対策によるもので、海岸線のない本市におきましては大きな関連はございませんが、発災後の避難所の運営に関連した、避難所の大規模化、長期化対策と防災教育の充実を中心に今回修正を行ったところでございます。あわせて、職員には庁内LANを利用した閲覧、また、市ホームページへの掲載を行っておるところであります。

今後、見直しの必要な事項が生じた場合につきましては、適宜修正を行いたいと考えます。また、災害対応の柱として掲げております、「自助」「共助」「公助」この三つの柱につきましては、今後、さらにその役割の重要性を認識し、より充実するため、自主防災組織や関係機関との連携を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよ

うお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 この時期には非常に台風とか水害とか東北とか変わった災害があるかと思えます。6月14日の新聞を見ますと、安芸高田市の消防団は八千代で八千代の湖で水の訓練をしておると。それから梅雨の時期を控えて、三次国道事務所は54号線を見て異常な箇所はないかをやって点検は8日までという形でどのような安芸高田市において報告を受けておられるか。

また、6月6日には宿泊施設の消防法違反の問題で視察をされております。しかしながら、この中には違反する不備があったということで生命にかかわる問題でございます。本来なら営業停止を、食中毒の場合は即営業停止出ますが、消防のほうはどうも規定が甘いという声もあります。火災で亡くなるという形があるかと思えますが、この点について老人ホーム等もショッピングセンター等もありますが、ここには事業所の14施設のホテル、旅館のうちということで13の施設の違反があったということでもあります。その点も非常に安芸高田市においては大変必要なことだろうと思えます。先般行われました三次でも、47年災害を冊子にされて配られておる、こういうことがあるんだという一つの大きな問題。それから、危機管理の面では、これは事件ですけど、少年が高齢者の宅に入って盗んだ疑いがあるというようなこともあります。それも高齢者の安全性からみたら一つの危機管理のパトロールになろうかと思えます。先立って言われました向原の県道バイパス、いろんなどころで学校通学問題で歩道の問題等でいろいろな危機の管理があるかと思えます。

大きなことでなくて、実際に安芸高田市で起こり得る危機管理が、目配りが必要だと思うんですが、そのあたりは成果並びに消防施設等の厳しい判断は必要だと思いますが、その点はどのような認識されているか、伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 危機管理というのは非常に大切なことなので、今回、安芸高田市に限らずどこの自治体も東日本の震災とかこういうような消防の事故とかで認識をしているわけです。正直な話、非常に初めてその点検をしたという箇所も非常にあると思えますけど、こういう経験を踏まえながら、我々は今度の再発防止を起こさないように指示をしていきたいと思っております。どのような処分をするかというのはちょっと中身を見ましてしっかりと考えていきたいと思えますけど、だんだん40点から60点、60点から80点と今まで合併してから全然タッチしてなかった分野でございますので、徐々に精度を上げていきたいと思っております。大きな体系的には、東日本とか大きな国の指針が決まってくると思えますので、それ以降のまた見直しもありますけど、細かい議員御指摘の当面の身の回りの危機管理につきましてはしっかりと再発をしないように努めてまい

りたいとかように思ってます。その問題につきまして、ちょっと消防長のほうから御説明します。

○藤井議長 引き続き、答弁を求めます。

消防長 久保高憲君。

○久保消防長 先ほど御指摘いただきました消防の關係の、いわゆる違反事項でございます。福山のホテル火災の後に、安芸高田市においても該当する施設を立ち入り査察行いました。新聞で報道されておりますように、いわゆる消防設備というハード面と防火管理というソフト面、この2つがございますが、安芸高田市においては防火管理面、いわゆるソフト面の違反が多く見られました。これにつきましては、経営者とか管理者の消防防火に関する意識の問題が大きなウエートを占めております。そういったことがございますので、議員御指摘のように、いきなり命令とか使用停止というようなことではなく、粘り強い指導が必要になってきます。いわゆる管理者の意識をそういった方向に持って行かなければ、一たん使用停止をかけてもまた解除になったら同じことの繰り返しということがございますので、粘り強い指導をこれからも続けていきたいと思っております。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 この件につきましては、やはり今までも再三注意されたところがああいう火災とか逃げ道や窓をふさいだとかいうことがありまして、意識の問題もあろうかと思いますが、消火器訓練とか消防大会をして出席したところは意識があるから一応査察を免除するとかいうようなことも聞いたりとったわけですが、やはり老人ホーム等もあって非常にそういうところはいいかもわかりませんが、民間のほうはえてしてそういうことがあろうかと思えます。生命にかかわる問題ですので、やはり厳しい一つのことが今後必要になってこようかと思っております。やはりそういう点を含めて、今後とも厳しい指導を考えていただくと。営業停止まで考えていくというところまでいかないと意識も変わらないんじゃないかと。飲酒運転がいい例で、やはり30万円の罰金というものが、そういう日本の場合はそういう罰則によって非常に道徳を守るといふ、非常に残念な経過があります。その点を申し添えておきます。

八千代での発見の砲弾というのも、これは日露戦争の記念移設もとありますが、こういうものも出てくるという非常に予測もしないことが歴史の中には起こるとるわけでございます。そういう面では、いろいろと消防署、市の危機管理室、警察との連携が必要だと思いますので、今後ともそこらを密にして、事故のないようにお願いしたいというふうに思っております。

次にまいります。エネルギー対策についてもいろいろ皆さん方が聞かれておるわけでございますが、先立って市長が420万円の部分は、同僚議員の中で経済産業省が補助金が云々ということで420万円という数字

が既にもう予算書の中に載っただけですよね。その点について方向性をもう少し具体的に。そのときの予算の組み立てというものが何だったのか。それからその後そういう優遇措置が出たんだと思いますが、そのあたりの方向性を伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えをいたします。エネルギー対策の方向性と調査計画についての御質問でございます。

内容につきましては、市の全域を範囲とする再生可能エネルギー量の賦存量・利用可能量の推計調査を実施いたし、今後の方向性や具体的な利用可能性に関する検討を行うとともに、省エネに関する地域住民の皆さんへの意識調査なども実施しながら、事業化に向けた検討を行うように考えておるところであります。本年度の調査結果に基づき、本市のエネルギー政策の目指す方向性を見きわめたいと思っております。まずは、基礎調査をしっかりと実施いたし、安芸高田市に合った事業内容を十分に検討したいと考えております。

議員御指摘のように、当初の調査につきましては、単独、安芸高田市独自で他市に先駆けて調査をやることにしておりました。その後、県とか国とかの支援がちょっとにおいがしましたので、担当職員のほうが頑張ってくれてそういうような国費を充当できるようなことになろうかと思えますけど、十分な調査。国費充当というのは条件がございますけど、安芸高田市バージョンでいくためには単独費もいるかもわかりませんが、まずはその辺の国・県の金を十分活用しながら、この事業の調査をして次のステップにつなげたいとかように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 この再生エネルギーの中に、今度エコという一つの開催を10月28日にやられるようにしておられますよね。それと、再生エネルギーの調査の中には大体電気が主になっておりますけど、森林とかその環境も入ってこようかと思うんですね。その点の具体策があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市民部長 新川昭夫君。

○市民部長 ただいまの御質問でございますが、具体的な取り組みということでございます。

当初、予算等で御説明をしております環境エコフェアということで、市民の皆さん方に少しでも環境につきましては興味あるいは具体的な取り組みを実施を願いながら、市と一緒にそういう取り組みをしたいということでの計画をいたしております。そういう意味におきまして、特にエコということに関しましては、既に回覧等でお願いをしてお

りますが、市民の皆さんも一緒になって、例えばマスコットキャラクターのデザインを募集したり、あるいはグリーンカーテンのフォトコンテストとかそういった市民参加のもとでの関係につきましての関心を持ってもらうというような取り組みで、そういった取り組みの一つとして考えております。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
入本和男君。

○入本議員 「かんきょう祭 in あきたかた2012発見」という分については資料があるのでわかるとはんですが、エコのマスコットキャラクターのデザイン、これはこのためにつくられるのでしょうか、私も前回申しましたように、安芸高田市のキャラクターもこういう時点と一緒に募集をかけていただければありがたかったかなと思っております。

施政方針の中に、市長さんは古紙をトイレットペーパーに市内施設でできるようにサイクルを取り組みますと書いてありますが、これはどのような計画が進んでおるのでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。  
市民部長 新川昭夫君。

○市民部長 ただいまの御質問でございます、資源化になりますいろいろな使い古したペーパー等の利用ということで、これまで庁舎内におきましては各仕事場に出ておりますそういったペーパー類は資源ごみとして業者のほうに引き取っていただきまして有償でいただいていたという状況がございます。それを今回、そういった古紙を新たなトイレットペーパーとして有効利用するんだという見える化といいますか、そういった意識も含めて、意識の改革も含めて現在既に取り組んでおります。リサイクル業者を紹介しましてトイレットペーパーの企業のほうにお願いをし、庁舎内でそれぞれの職場から出ました古紙を回収しまして、工場に持ち込みましてそこで改めてトイレットペーパーに製品化し、またそれを市のほうが購入をし、トイレットペーパー自体はなかなかふつうと同じなんです、その包装紙に向けてそういった古紙の再利用という見える化を表示をいたしまして、現在随時古いトイレットペーパーがなくなりましたら、その商品を搬入しまして各職場あるいは学校関係等に、また公共施設に随時配布をしていくことで現在進めております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
入本和男君。

○入本議員 紙おむつの件もあったんですが、これはいつごろ実施できるのか、伺います。

それともう1点、森林のほうの山のエネルギーの活用ですね。その点はどのように考えておられるか。

○藤井議長 答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 紙おむつの問題は将来的に、子どもさんの紙おむつよりかお年寄りの

紙おむつがふえてくるんで、このおむつというのは将来安芸高田市のおむつの中でウェートを占めるということで今対策を検討しようじゃないかという段階でございます。非常にハードルが高くて、業者のメーカーがやっぱりわしらは洗濯をしたらいんじゃないかって言ってるんですけど、洗濯できる材質にするにはどうすればいいとかですね、大きな問題がございます。このことでも少しでも考えてこの安芸高田市バージョンで安芸高田市からおむつによるごみを少なくしたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。また、具体的に話が進みましたら御報告を申し上げますけど、今までメーカーさんも検討されたことはあります。ただ、先般我々九州あたり行ってみますと、補助金ありきで成功しとるところばかりなんですよね。そんなものは今頃はやらないので、補助金なくても成功するという事にならないけないので、大きな機械を買って、莫大かかるんですよね。その補助金があるから助かる、こういうような考え方、非常にこれからの日本に難しいと思いますので、実際にちゃんとメーカーも行政にとっていい方向をまた模索していきたいとかように思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

もう一つ、森林は、やっぱりこれも森林のバイオマスとか、まあ庄原でやっておられましたけど、実は湧永の不破さんが広島県のバイオマスの会長なんで、その辺のアドバイスをいただきながらそういう勉強も今行ってますけど、これも紙おむつと同じように、なかなか奥が深い、原料をどうして供給していくとか当面はいいんですけど、こういう課題もでございます。足元に投げとるというんじゃないしに勉強してますので、どうか御理解をしてもらいたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 この件につきましても、エネルギー対策についての公募制をとって、安芸高田市ではどういうことが似合うかということのを公募して、そういうことも振興会だったら今のようにペレットができるよと。薪ストーブができるよというようなこともあるかと思えます。今のように失敗例を引き継ぐのは非常に難しいと思いますが、少ない財源で効果のできるエネルギー対策も一つの方法ではなかろうかと思えます。今のように市の職場を見ても、紙を分離されとるというのは大きな進歩だろうというふうにも私も評価しておりますので、その点を提案しておきます。

次にいきます。6番目の未来創造事業の中で市独自の事業として、23年度の反省を踏まえた上で新たな展開をとありますが、特に市長が具体的にこの事業の中でやっていこうとされとるものはどんなものがあるかお伺いします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えいたします。未来創造事業でございますけど、「神楽」と「毛利元就」を活用した地域振興、観光振興に取り組む

未来創造事業であります。すべての市民の共通理解のもと推進ができるよう、こうした反省点を踏まえ、本年度は、さらに事業の拡大を図っていきたく思っております。

具体的には、やはり「観光地としての認知度の向上」であります。安芸高田市を広く知っていただくために、地域の宝である「神楽」を全面に打ち出し「神楽のまち」というイメージを印象づける取り組みが必要と思っております。

本年度は、福島応援神楽の実施や第2回高校生の神楽甲子園の開催、神楽のまちおこし協議会によるオープン型神楽公演への参加、神楽サミットの開催や神楽東京公演の開催等を計画しているところでございます。また、「観光客受入態勢の整備」についてでございますが、中心的な組織として、情報発信や観光客の問い合わせ窓口となる、観光協会の設立が急務であると考えておるところでございます。さらに、「即効性のある誘客促進対策」や「観光消費につながるメニューの開発」等、民間の旅行会社等との連携も視野に入れる必要があると考えております。平成28年度までの未来創造計画期間に、取り組みを推進いたし、観光客や観光消費額を増加させ、最終目標である、人口減少の抑制や就業の誘発につなげていきたく思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本議員に申し上げます。質問時間が3分を切っておりますので、お知らせしておきます。

入本和男君。

○入本議員 農業のほうでございますが、非常にショックというか喜ばしい反面があるわけですが、これは高宮の松川さんですが、安芸高田市協議会メンバー、市に見せたいと。水田の荒廃地をですね、成功されておるといふ例もあります。補助金なしでですね。それから、もう1点はやはり同じ松川さんですが、これは「ほくほく通信」に載るとるんですが、白ネギで地域を幅広く活用ということで、野菜に貢献というふうな形の人もおられますので、そこらを基本にして活性化につながれたらと思っております。

観光面につきましては、交流人口は隣のまちの三次も減少という記事が出ております。それで、三次と庄原はすばらしいと言ったらおかしいんですが、これはこういう名所案内、安芸高田市と比べると差があるかなと。それで民間の人もやっぱり経費を使うなら、電話帳が悪いわけじゃないですが、やっぱりこういう冊子も、後ほど見ていただければお持ちかもわかりませんが、見ていただければよろしいかと思っておりますし、世羅は御存じのように花を中心とした観光が、観光マップのそこらあたりを農業問題、また観光問題に参考にしていただければというふうに思っております。

「ふるさと応援の会」を窓口とした、市の農産物や特産品の販売経路拡大計画についてお伺いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

安芸高田市ふるさと応援の会につきましては、昨年8月の設立以来、各方面での積極的な活動を展開していただいております。先般、6月2日に第2回総会を開催され、現在の会員は1,700名を超える組織となっております。今年度の事業計画の中にも、観光・特産品の旬な情報発信のほか、施設の優待制度や施設での飲食割引、買い物割引、また「あきたかたのたから」をFAXで注文すれば料金の5%を割引するなどの特典を設けておるところでございます。こうした事業をさらに支援し、経済効果を高めていくためにも、関係機関であります広島北部農協や地域振興事業団とPR方法、販売方法の検討を行い、米や農産物、特産品の販路拡大につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 次に移ります。学校統合の問題でございますが、このたび現場から直接教育長になられて大変だと思っておりますが、その現場の利点を生かされて子どもにどういうふうになればいいかという適正化問題についての意気込みを聞かせていただきたいと思っております。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの入本議員の御質問にお答えいたします。これまでの一般質問に対する答弁と重なるところがあるかとも思いますが、お答えをさせていただきます。

議員御承知のように、全国的な傾向であります急激な少子化傾向は、本市におきましても例外ではなく、市内の小・中学校におきましても児童生徒数が大きく減少してきております。よりよい教育環境を提供する責務のある教育長といたしましては、急激な少子化による、学校の小規模化に対応し、次代を担う子どもたちが豊かな人間性や社会性をはぐくむことができ、よりよい教育環境が提供できる計画を策定していただいているものと考えているところでございます。今後は、引き続き、保護者・地域に丁寧な説明を行い、皆様の御理解を得て統合準備委員会を設置いただき、具体的な準備へ進めさせていただきたいと考えているところでございます。

いずれにしましても、今日の学校教育に対する要望、要求というのは、非常に多岐にわたってきております。こういった中であって、今日の学校教育というのは、保護者・地域の方の御支援と御理解をいただかないという状況の中では成果をあげることはできません。また一方では、今日の社会の変化に伴って、いつやるかということはいろんな御意見があるにしましても、これまた学校規模適正化ということにつきましては、避けて通ることができないというふうに考えております。

私も先ほどお話いただきましたように、たまたまこの平成に入って市内で統合になりました平成15年の美土里小学校、そして平成16年の吉田小学校にも勤務をさせていただきました。平成15年の美土里小学校というのは、これまた御承知のように4校の規模が大体拮抗してるという学校が統合いたしました。翌年16年のかつての丹比西小学校と吉田小学校の統合は規模がかなり違うという状況の中での統合でした。いずれにしましても、この市内において統合の成果といたしますか、そういった学校にたまたま勤務をさせていただいたということもありますので、いずれにしましても先ほど申しましたように、行政が一方的に進めるということではなく、しっかり保護者、地域の方の意見をまずは聞かせていただいて、学校は地域とともにあるものだというふうを考えておりますが、教育は未来を生きる子どもたちに保障していくものでありますので、これも子どもたちが成人してひとり立ちして生きていく時代というのは、今以上に国際化、グローバル化が進展して、そういった中で自分を見失わずに自分の人生を切り開いていく、そういった子どもたちを育てるということについてどういった教育環境がいいのかということにつきましては、しっかり議論をさせていただきながら、この適正化規模計画に沿って、教育委員会としましても事業のほうを進めてまいりたいというふうを考えているところでございます。御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

入本和男君。

○入本議員 教育長にもお願いしておきます。将来子どもを中心の考えで、地域説得、やっぱり夢のある子どもを育ててもらいたいと思います。

○藤井議長 質問の途中でございますが、終了時間となったので、以上をもって終了させていただきます。

○入本議員 前段の議長の指摘により不適切な発言がありましたことを今後生かして質問させていただきます。きょうはありがとうございました。

○藤井議長 以上で入本和男君の質問を終わります。

この際11時20分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので発言を許します。

13番 赤川三郎君。

○赤川議員 会派新政会所属の赤川三郎でございます。先に通告しております有害鳥獣対策について、市長にお伺いをいたします。

これまで有害鳥獣被害対策の問題につきましては、同僚議員からもたびたび質問がありました。いろんな防御あるいは駆除対策を講じられな

がらも今日にいたっておりますが、一向に減少傾向にありません。農業者にとって鳥獣の被害を受けることは農業生産意欲を大きく低下させることにもつながります。きょう現在、今年度の田植え作業も一段落の時期でもあります。しかし、早速中山間地域のみならず平野部までイノシシ、シカなど昼夜を問わず出没し、水田あるいは花壇あるいは家庭菜園までも被害に遭い、農林業等の被害地域、被害金額も年々拡大しているのが現状でございます。さらなる有効な対策強化が必要と考え、次の3点についてお伺いいたします。

1点目の質問ですが、昨年の有害鳥獣による農作物に対する被害状況についてお伺いをいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの赤川議員の御質問にお答えをいたします。

有害鳥獣による農作物の被害状況につきましては、年々増加傾向にあります。県のまとめによりますと、平成23年度の安芸高田市の被害面積は48ヘクタール、被害額は5,277万円であります。前年の54ヘクタール、6,365万円と比較いたしますと、6ヘクタール、1,088万円の減少となっております。これは、防護柵の設置事業や捕獲対策の充実による成果と思われませんが、5年前の平成18年度に比べますと被害額は2.3倍に増加しているのが実態であります。

また、平成23年度の捕獲頭数はイノシシ1,437頭、シカ2,321頭で、前年と比べますとイノシシは408頭の増加、シカは406頭の増加となっております。特に近年はシカの捕獲頭数が増加傾向にあり、平成18年度と比較いたしますと1.8倍の捕獲頭数となっておりますのが現状でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

赤川三郎君。

○赤川議員 ただいま答弁をいただきましたが、全体的には平成18年から見ると2.3倍、あるいは1.8倍というようにふえ続けておるのが現状のようでございます。そういった中、23年度につきましては被害面積あるいは被害金額が減少という答弁をいただきました。これにつきましては、先ほどもありましたように、やはりそういった防護柵の設置によるものだというように思っております。平成22年国庫補助事業の中に鳥獣害防止総合対策交付金事業というので防護柵をそれぞれの地域で設置されたというように聞いております。それが大きな原因だというように思いますが、しかし私の地域でもそういった交付金事業を取り入れまして、そういった高さ2メートル、幅2メートルのワイヤーメッシュ柵を約2キロメートルにわたって里山に囲いをつくったわけでございますけれども、しかしその反面、山林側ではシカ、イノシシなどの繁殖が盛んで、特にシカなどの頭数が増加する一方であります。

特に安芸高田市内でも近年市北部において、もうシカがふえてふえて困るというような話はいつも聞かれることというように思いますけれど

も、そのようなふえ続ける有害鳥獣をどうしても駆除あるいは捕獲を進め生息数を減らすことが、これからの大きな課題であると考えます。

2点目の質問に移りますが、駆除、捕獲期間の延長について伺います。駆除、捕獲期間を基本的に年間を通して駆除、捕獲ができるようにする考えはないか。また、昨年12月の定例会のときに同僚議員の質問の答弁に、「自衛対策については年間を通して捕獲できる捕獲おりの有効活用による対策は効果的と考え、これからも検討していきたい」とありましたが、どのような検討をされたか、お伺いをいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 有害鳥獣の捕獲期間でございますが、毎年3月に開催をいたします安芸高田市有害鳥獣捕獲対策協議会におきまして年間の捕獲計画を定めておるところが現状でございます。これによりまして、年間を通じた捕獲が可能となっているわけでございますが、本市の場合は、捕獲の実施体制として有害鳥獣捕獲班を設置いたし、安芸高田市有害鳥獣捕獲実施要領に基づき行っており、要綱の中で旧町ごとに設置している各捕獲班の構成員数を20名以内としておるところでございます。農家や地域からの要望に対しては、旧町のエリアごとに、捕獲班との連携により捕獲を実施していただいておりますが、特に被害の多い地域につきましては、自主防衛のため被害者からの依頼があった場合、当該地区の有資格者に対して捕獲許可を出さざるを得ない状況となっております。

今後、申請方法、許可頭数、期間等の具体的な事項についてこれからも検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

赤川三郎君。

○赤川議員 ただいまの答弁によりまして、いわゆるこれからいよいよ検討していくということでございますけれども、現に有害鳥獣がふえ続ける中で、昨年の12月の定例会のときもそういった検討するといったことをいただいたわけでございますが、そういった中で、何とか一つ期間を延長するようなことを考えていただかなくては、どうしても捕獲あるいは駆除しなくてはならないというように考えるところでございます。そういった中、先にわな狩猟免許取得者連盟での有害鳥獣駆除要望書が提出されておりましたが、狩猟期間中、自主防衛に努められておられ、現状の被害状況を踏まえ年間を通し駆除、捕獲ができないか、再度、お伺いをいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 行政といたしましても課題を認識しておりまして、一番の問題点、猟友会との調整をいま行っております。今までこの猟友会の調整がうまくいってるところとうまくいってないまちでは駆除の仕方に雲泥の差がご

ざいますので、勇気を持って今しているところでございます。その中でいろいろな資格を持った人については、わなができるような仕組みをつくっていききたいと。

また期間の延長につきましては、法的な鳥獣保護との関係がございまずので、関係機関と詰めながら、この安芸高田市についてはちょっと期間を緩めるという話はこれからもしていきたいと。これ特区の話になるかもわかりませんが、こういう特区申請をしてもこの安芸高田市の農産物を守っていききたいというようなことはちょっと試みてみたいと思いますので御理解を賜りたいと思います。このことは非常にハードルが高いので、反対に、今度は鳥獣を撃つたらいかんという団体もございまずので、その辺の調整の中でバランスで決められたのが現在の法律でございまずので、その辺はその法律を守らんということになりますとそういうような特区とか特別とかいうようなことの理論が必要になるかと思っております。いずれにしても、この安芸高田市の大きな課題でございまずので、要望なりそういう試みはしていきたいと思っておりますので、御理解をしていただきたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

赤川三郎君。

○赤川議員 なかなか理解ができないところが多いわけですが、狩猟免許を持っておられる方の中で駆除班というのを設置していただいております中で、これまで市の猟友会の協力が大きな力になっているところでございまずですが、今もお話がございましたように、銃の規制がいろいろありまして民家から200メートル以内は撃たれないとかいったような、いわゆる1種、2種そういった銃についての駆除というのは難しいところがあるんじゃないだろうかというように思っておりますが、そういった中でやはり自主防衛でやっておられるような、そういった箱わなについてはこれから駆除班との協議が必要であろうと思っておりますが、そこらあたりは是非でも一つ市長さんの判断によって、こういった駆除の頭数も現在は決定ができるというように聞いております。そこらあたりは一つ前向きに取り組んでいただきたいと思いますし、本当に市民すべての方が農作物はもちろんのこと、花壇あるいは家庭菜園、本当に困っておられるわけがございまず。そこらあたりを本当に踏まえて、こういった要望書も出しておるわけがございまずので、そういった一つの団体の方のそういったいわゆる、わな狩猟免許取得者の言われるような方をぜひともそういったところに、駆除班に、扱いにさせていただきたいというように思いますが、再度そこらについて御質問をいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

産業振興部長 清水勝君。

○清水産業振興部長 先ほど市長の答弁にありましたように、基本的には市としては駆除班のほうに委託をさせていただいて、年間の委託契約により猟期以外の年間を通して駆除をいただいておりますというのが現状でございまず。しかし

ながら先ほど答弁いたしましたように、それでもなかなか被害が減っていかないというような御指摘もございます。そこらも踏まえてそういった地域については自主防衛のために地元の被害者からの依頼があった場合には、当該地区の有資格者、わなの免許を取得されておる方に対して今後は捕獲許可を出さざるを得ないという状況だということで我々も認識をいたしております。そういった方向について、現在猟友会、駆除班も含めて協議をさせていただいております。鉄砲が主流ではございますが、先ほど御指摘がありましたように、なかなか住居の近くでの捕獲が難しいという状況下では、わなの捕獲ということについては今後ウェットも高くなってまいりますし、わなの捕獲というのも有効な捕獲の方法だろうというふうに我々も認識をいたしておりますので、早い期間にそういった形でできるようなことを実現していきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

赤川三郎君。

○赤川議員 大分前向きに答弁をいただいたというように思っておりますけれども、そういった形の中で年間を通じてそういったことができますように、なお一層のそういったほうに進めていただきたいと思います。

続いて3点目に移りたいと思いますが、そういった捕獲者あるいは駆除者についての育成についてお伺いいたしますが、今日の社会がそうであるように、狩猟免許取得者が減少している状況から駆除作業のできる狩猟者の育成が重要であるというように考えるところであります。そのためには、狩猟免許取得のために必要な知識、技能等の講習会を実施し、被害農家の、あるいは営農組合、農事組合法人、狩猟に興味のある人などを対象として会員増加を図ることが必要であろうと考えます。これまで、有害鳥獣駆除作業については市の猟友会の御協力によりまして大きな力となっておりますが、市も猟友会との連携を密にして駆除、捕獲者の担い手の育成に積極的に取り組むことが必要と考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの御質問にお答えいたします。

安芸高田市猟友会は、現在会員数145名の組織であります。このうち第1種狩猟免許、いわゆる銃器の免許取得者は95名、わなのみの免許取得者は50名でございます。会員の高齢化も進んでおり、会員の拡充と担い手の確保が重要な課題となっております。

特に銃器につきましては、わなに比べて機動力が発揮しやすいため、捕獲班員として従事していただく方の割合が多いわけですが、新たな免許取得者が少なく、5年前、10年前とほぼ同じメンバーであることから、このままでは今後捕獲班の編成に支障を及ぼすことも懸念される状況であります。

このため、市では平成22年度より「狩猟資格者後継者育成補助金」の制度を設け、狩猟免許の取得と銃砲所持許可にかかる経費の負担軽減を行っておるところであります。わなの免許取得につきましては、経費負担も少ないことから今のところ補助金の対象とはしておりません。鳥獣被害から農作物を守り、農業生産活動や農地の保全を進めるためにも、効果的な防護柵等の設置を推進するとともに、今後、銃器及びわなの免許取得者をふやし、担い手を育成確保する方法について、関係機関とも連携をいたし総合的な対策を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

赤川三郎君。

○赤川議員 有害鳥獣ということになりますと、本当に代表的なのがイノシシ、シカであろうかと思えます。話に聞きますと、広島市の白木山系方面からだんだんとサルが北上しているという話も聞くわけでございます。また、ヌートリアとかアライグマとかいろんな有害鳥獣がおりますけれども、何と言いましても今花壇、家庭菜園までも荒らすシカが一番市民の皆さんの敵がい視するところであろうと思えます。本当にシカもねきで見ますと、本当にかわいい顔をしておりますけれども、しかし有害鳥獣を代表するようなものでございます。そういったことでございますので、今回答弁をいただきましたけれども、なお一層足元に置かずに検討に努めていただいて、是が非でも多くの方で駆除、捕獲ができるような方法を講じていただきますように再度お願いしまして、市長の今後の取り組み、意気込みを聞かせていただきまして、私の質問を終わります。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この鳥獣被害については市民の方々の非常に深刻な問題でございます。当初は、行政で捕獲頭数をふやしてくれというて、頭数を1,000頭、1,500頭ふやしてやるということをしていたんですけど、もうこのようなことではおぼつかないと思っております。大きな問題を言うたら、議員先ほど御指摘のように、よその広島市からも来るじゃないかというように広域的な国、県とか一緒に考えてもらわないと広域的にうちで何ぼ取ってもよそから来ちゃうというような課題もございます。こういう問題も提起もしていきたいと。我がまちは進歩と思っているのは、ようやく、皆さん遅いと言われるかもわかりませんが、今猟友会とのテーブルについとるということでございます。今まで猟友会さんに全部おんぶにだっこしとったわけでございますけど、今はちょっと条件を申し上げにやいけん時代になってますので、そこを踏まえてでもしっかりと今この対策は前向きに進めていきたいと思っております。決してこの鳥獣被害、おろそかには思っていないので、なくなるような施策はこれからも検討していきたいと思っております。

議員の方も執行部ばかりじゃなしに、ちょっと側面で応援できると

ころは応援してもらいたいと。いろいろ獺友会の方も知っておられると思いますので、応援をしてもらいたいと思います。一緒になって頑張っていきたいと思います。貴重な御質問、ありがとうございました。

- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
以上で赤川三郎君の質問を終わります。  
この際13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

- 藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので発言を許します。  
4番 児玉史則君。

- 児玉議員 4番、会派絆の児玉史則です。通告に基づき、教育行政について質問いたします。

教育長は4月末に就任され、これまでおよそ2カ月が経過されておりますが、なかなか御自分自身の思いや考えを述べられる場が少なかったのではなかろうかと思えます。きょうは存分にその思いを語っていただいて、また少し私自身も御提案をさせていただければと思えますので、よろしく願いいたします。

今年度より、中学校での新指導要領がスタートし、また教育長の交代もあり、安芸高田市の教育行政における一つの大きな転換点のように思えます。人事の交代は、新たな変化を期待するものであり、教育長には、現在の小・中学校における課題と今後の教育行政の進め方について以下の4点を伺います。

まず第1点目ですが、地方教育行政法は、教育にかかわるほとんどの業務について教育委員会が管理・執行すると規定しております。首長の教育へのかかわり方が議論となっておりますが、市長、教育長はどのような見解をお持ちか、まずは市長より伺いしたいと思います。

- 藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

- 浜田市長 ただいまの児玉議員の御質問にお答えをいたします。教育行政について、首長、私の教育へのかかわり方についての御質問でございます。最初に私のほうからお答えをさせていただきます。

私が市長として考える地方公共団体と教育行政のかかわり方は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」にありますように、それぞれの役割を適切に果たしていくことが原則であると思っております。しかしながら、市民の皆さんの目線は、地方公共団体であっても、また教育委員会であっても、教育に関するものの方向性は一つでない、真の理解は得られません。そうした意味では、例えば平成20年度から実施いたしました安芸高田市独自の施策でございます「学習補助員」は、私が思

う子どもたちの学力の向上と教育委員会との思いが一致した施策であり、成果も上げてきたとっております。

また、行政として行う少子化対策や若者定住対策など、現在、進めている多くの施策や事業も、ある意味、教育へのつながりがあるものとしてとらえておるところでございます。

さらには、教育委員の任命権は私にございますし、毎週月曜日に行います、私と副市長、教育長による政策会議では、重要な事項など3者で十分協議し決定をいたしますので、法に定める適切な範囲で、私も生涯学習や文化、スポーツ、歴史の面も含め、教育行政にかかわっていると実感をしておるところでございます。

いずれにいたしましても、お尋ねの「首長として教育へのかかわり方」につきましては、特段な思いはいたしておりませんが、行政の教育も行政の一環として、まちづくりに欠かせない大切な教育として理解をしているところでございますので、どうかよろしく願いいたします。

○藤井議長 引き続き、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの児玉議員の御質問にお答えをいたします。

御指摘のように、地方教育行政法いわゆる地教行法におきましては、教育事務は首長から独立した教育委員会が責任を負い、首長は教育委員の任命や予算編成などを通じて間接的に責任を負う仕組みになっております。これは、議員御承知のように、教育におきましては政治的中立性や継続性・安定性の確保が強く求められ、合議制の教育委員会を通じて中立な意思決定や住民意思の反映を図ることが適切であるとの考え方に基づいているというふうにとらえているところでございます。

しかしながら一方では、効果的で均衡の取れた自治体運営を行う必要があるため、教育についての財政的権限は首長にあります。このため、財政支出を伴う事業につきましては、常に首長の合意を得て実施することとなります。このように教育委員会は、地方自治体の中で、独立・完結して教育事務を担っているのではなく、首長と役割を分担しながら、必要な事務を行っていくものであると考えております。

また、昨今、文化・スポーツや生涯学習の一部には、教育委員会のみならず、自治体全体として横断的な取り組みが必要な行政課題も多くなってきております。このため、教育委員会の事務執行責任者といたしましては、浜田市長のリーダーシップのもと、連携を密にし、教育事務の執行を円滑に進めてまいりたいと考えているところでございます。御理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 お二人の御意見を伺ったわけですが、御指摘のとおり地方教育行政法には組織及び運営に関する法律の中で首長の権限というのが記載されておりますし、それから首長のかかわり方に関しては、今の教育委員会制

度の概要説明の中でうたわれてるわけですね、中立的立場。ただそうした中で、これは有名な大阪の橋本市長も言っておられるわけですね。首長には教育予算の執行権だけでこれは教育目標も決められず、どうやって予算執行するのか。ある部分、私はこれは同感だと思うところがあるのですが、教育振興基本計画策定にある部分首長が関与されていくというのは必要なんじゃないかと思っています。選挙で選ばれた首長がある程度責任を持って決めていくということを議論していく時期に来てるんじゃないかと思うんですが、再度市長にもう一度お考えを伺いたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 大阪の、橋本大阪市長の教育改革については、大阪維新代表の橋本市長が提唱されているということについては、世論の注目を浴びてるところでございますけど、私はこれいいところとか悪いところいろいろあると思うんですけど、今の段階では大阪とうちとの温度差はある中のお話なんで、そこらをしっかり見守っていきたくとかように思っています。

それから先ほど申し上げましたように、私行政とすれば、例えば教育の環境問題の改善については、我々としても責任があるように思ってますけど、教育の中身までは私がタッチするということを今、私の物差しでは考えてませんっていうことですね。もっともっと深く関与することもあるかもわかりませんが、現段階ではそういうようなことで考えております。また、橋本市長あたりはもっと違った見解を示されるかもわかりませんが、これは大阪府と安芸高田市の違いがございますので、しっかり見守っていきたくと思っています。要は、安芸高田市の子どもたちがしっかりと教育を受け、やっぱり定住につながっていくということが基本でございますので、この辺はしっかりと見据えていきたくと思いますので御理解してください。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 先ほど、市長がおっしゃったように、例えば学習補助員ですね。これ結果として学力が向上しているという結果が出てきているということですが、当初学習補助員を、補助制度を設定されるということになれば、当然予算を設定されてある程度私はそこで目標みたいなものを持たれてるんじゃないかと思うんですね、市長の頭の中には。あるいは、学校の統廃合に関してもそうですが、市長としてのお考えというのはやっぱりそれぞれお持ちじゃないかと思うんです。そういったことが今反映できる場がないわけですけども、そこらあたりもちょっと目標ということがもしおありであったなら、御感想を聞かせていただければと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 教育というのが、いわゆるまちづくりに、今少子高齢化対策、定住の話してはいますが、この中の非常に大きな柱を占めると認識をしたわけです。いろいろな意見を聞く中で。市内、教育ございますけど、ややもすれば、そういうところをちょっと忘れたような気があったので、まずは市内の教育をちょっと上げていかなければいけないのじゃという試みで学習補助員ということ。昔はややもすれば教育というのは、みんなが九九がわかるまで足踏みをしてから次のステップへいくというような教育方針があったと思うんですけど、これじゃ困るので、ある程度までレベルに達していけないと、やっぱり子どもたちも受験戦争とか社会に出ていけないので、こういう仕組みをつくってやらないと若い人が定住するのが難しいんじゃないかという観点から、そういう制度をしたわけがございます。これにつきましては、前の教育長あたりも効果については絶えずきいてはいたけど効果があると言われるので現に続けてはいますが、私はこれ私が今4年前やったんですけど、県がすぐついてくると思ってたんですけど。県が。こんなものは県が、これ県の課題じゃないかと思ってたんですけど、県はこれやる空気がないので私独自でやっていますが、効果が上がらないと市民とか議会の皆さん方の理解が得られないのでと思ったところ非常に効果があるとおっしゃるので、現況は続けておりますけど、非常に子どもたちのレベルアップということは定住につながるということを、そういう見地から応援しているわけがございますけど、御理解をしてもらいたいと思います。何人どのぐらいの点数になるかというのは、正直なところ私も効果を上げてないんですけど、学校の学力テストをやって、英語の点とか国語の点とか算数の点が、各市町よりか安芸高田市はいいという報告を受けているのは事実でございます。現在のところ、このことは大事にしていきたいと思っておりますので、御理解してください。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 予算を立てられる段階では、やはり目標というのは私は必要なんじゃないかなと思ってますので、そういう考え方は今後議論していく必要があるだろうという思いをお伝えしておきます。

これまで市長のお考えを伺いましたので、少し今の答弁を聞かれて教育長はどのようにお受け取りになっているかをお聞かせ願えればと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 児玉議員の御質問にお答えいたしますが、先ほど出ました学習補助員を一つの例にとってお答えいたしますと、たしか私の記憶では、この学習補助員の制度を浜田市長のほうに取り上げられましたのが、平成18年度だったと思います。ちょうど私が前回教育参事の職で教育委員会でお世話になってました。実際には18年度半年間の試行になりましたので、

19年度につきましては、もう1年3名配置の試行をさせていただいて、費用対効果を含めて総合的に判断をさせていただきたいということを当時浜田市長に申し上げました。そのときに、浜田市長のほうは財政的な面は責任を持つから、もう19年度から市内全校配置にしてもらいたいということで、結果的には吉田小学校が2名の市内13校で平成19年度2年目から全校へ学習補助員を配置するということになりました。先ほど、市長との連携を密にしながらということをお願いしましたが、そういった形で浜田市長の目標を十分受けとめながら、この学習補助員についても取り組みのほうを今日まで展開をしてきているというふうにとらえています。ただし、ここ最近はやはり全校配置という形から国の動向も見ながら多人数学級あたりへの配置ということに若干シフトはしてきておりますが、基本的にはそういったところの市長の考えというものをしっかり受けとめながら、教育委員会としての事業展開を行っているというふうにご覧いただいております。

○藤井議長 再度、発言を許します。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 申しわけありません。一つ訂正をさせていただきます。私の記憶が間違っておりまして、市内すべてに配置をしたのは20年度でございます。訂正をしておわびいたします。

○藤井議長 教育長 永井初男君。

○永井教育長 大変申しわけありません。20年度が試行ということで、市内3校へモデル的に配置をいたしまして、21年度からが全小学校へ配置ということで14名の配置をしてきたということでございます。よろしく願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 市長それから教育長がしっかりと連携を取られておるといってお話、説明であったように思います。

また、別の見方で少し見てみますと、例えば教育現場っていうのは大体全般的によく言われるのが、変化を恐れる体質があると。前に進めるためには政治的なリーダーシップが必要であるんじゃないかというような言われ方もしております。各小・中学校から見れば、教育委員会は企業で言えば本場で、本社の意向ばかりを気にする。まずは本社にかわってほしいと。教育行政の柔軟な対応が求められていると思いますが、実際に教育現場から教育委員会を見て来られての、これまでの御感想や首長、市長への教育行政のかかわり方について、もう一度、現場から見られたときの過去の見方で結構ですので、思いがあれば教育長にお聞かせ願えればと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 議員御承知いただいておりますように、この3月までは教育現場でお

世話になってまいりました。初日の答弁でも申しましたが、今日の安芸高田市の義務教育というのは、県内を見ましても他に引けを取らない、非常に充実した状況にあるというふうに考えております。もちろん課題がないということではありませんが、その充実しているということの具体的な中身は、これまた答弁をさせていただきましたが、一つには学力の向上。もう一つには、生徒指導上の課題。中でも問題行動でありますとか不登校の数というものが一時期に比べましてかなり減少傾向にあるという、そういったあたりからも他に引けを取らない、非常に充実した状況になってきているというふうに思います。これはまた視点をかえれば、安芸高田市内の小・中学校は、保護者・地域との協力関係が非常に良好な状況にあると。これは、また一つには小中連携を取り組んできて、いわゆる15歳の出口でどんな子ども像を描いて小・中が意識統一をしながら取り組んでくるかということの中で、学校現場も以前に増して地域に出向く中で保護者・地域の今日的な協力が得られるようになったものだというふうに考えております。

それともう一つは、昨年度、私も小学校の校長会長という立場で仕事もさせていただきましたが、校長会あたりで常に議論になるのが、安芸高田市は非常に教育行政、先ほど企業で例えると本社というようなお話もいただきましたが、教育委員会事務局と学校現場が近づかず離れずと言いますか、適度な距離感覚、距離関係ですね。緊張感も持ちながらの関係の中で今の環境を築けてるということが、先ほど申しました今日の義務教育の一定の成果ということにつながってるのではないかとこのように考えております。

従いまして、今後におきましてもこの適度な教育委員会事務局と学校現場の距離関係を保ちながら、なおかつ成果が上がるというふうな事業展開を一つでも二つでも取り組んでいけたらというふうに考えているところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 それでは、次の質問に移ります。

今年度より中学校で新学習指導要領が実施されています。主要5教科で360時間の授業量がふえておりますが、現在見えてきた課題及び今後予想される課題、それから子どもたちに期待する成果、これらを教育長に伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの児玉議員の御質問にお答えをいたします。

新学習指導要領改訂の趣旨は、「基礎的・基本的な知識・技能」と「思考力・判断力・表現力」、さらには「主体的に学習する態度」を、バランスよく育成していくこととされております。例えば、つまずきやすい内容を、確実に習得するための「繰り返し学習」や、知識・技能を

活用する「応用的な学習」を充実させるために、授業時数が増加されました。

議員御指摘のように、国語・社会・数学・理科・英語の5教科の時間数が年間で360時間ふえておりますが、逆に、総合的な学習や選択教科などを減少させることにより、各学年の週当たりの時間数で見ますと、28時間が29時間となり、週当たり1時間の増加ということになっております。それぞれ、ねらいを持って時間数が設定されているわけですから、各学校が、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科のねらいが達成できるよう、教育環境の整備や授業力の向上のための研修を充実させていく必要があるというふうに考えております。そのことにより、全国学力・学習状況調査で明らかになりました本市の学力課題であります「基礎的・基本的な知識・技能を活用していくための思考力・判断力・表現力の育成」や「みずから主体的に学習する態度」の育成につなげていきたいというふうに考えております。そして、このことは、今後ますます進展する国際社会において、みずからに自信を持って、みずからの持つ可能性を発揮しながら、たくましく生きる子どもを育成することにつながるかと考えておるところでございます。御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 確かに、課題と求められる成果というのは、教育長がまさにおっしゃるとおりであろうと思います。

もう少しちょっと過去を振り返ってみますと、このたびの授業時間の増加は、教育長御指摘のとおりいろいろな課題の見直しということになるんですが、一つの反省はやっぱりゆとり教育での問題を解決するために見直されたんではなかろうかという見方もできるわけですね。1980年に施行された学習指導要領、いわゆるゆとり教育ですが、このゆとり教育がまさに進んでおるときに教育長は現場におられたわけですが、このゆとり教育に対してどういう感想をお持ちだったか、お聞かせ願えればと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 議員御指摘のように、ゆとり教育の時代、私は教諭として学校現場のほうへおりました。今考えてみますのに、やはりこのゆとり教育にも光と影の部分といいますか、そういうものがあつたのではないかとことを考えておるところです。

具体的に言いますと、余りにも、現場から言いますと唐突に、そのゆとり教育というものが打ち出されたということの中で、正直言いまして現場がゆとり教育の本質というものを十分理解して、それを教育実践につなげることができなかつたのではないかとこと、現場へいた者の1人として反省といいますか、感想も含めてそういった印象を持って

おります。じゃ、ゆとり教育の思想といいますか、そのゆとり教育が狙おうとしたもの、これを提唱された方は議員御承知のように、広島県の教育長も歴任をされましたが、それがねらっておったものというのは、私は間違いではなかったのではないかとということも一方では思ってます。特に今日、子どもたちの課題として、話題といいますか議論されますが、規範意識の低下というようなことについては私はやはりゆとり教育が生まれる前の対極にあります、言葉で言いましたら詰め込み教育といいますか、そういうことの中で私たちは規範と言え、かつては多くの我々世代は、まず学校で習う道徳以前に、家族の中の親の生き方そのものが自分の、子どもにとっての規範であったのではないかとこのように思います。しかし、そういったものがこれまた時代の編成の中で、いわゆる家庭の教育力というようなものが低下していく中でどうしても学校教育に子どもたちの基本的な生活習慣、規範意識までも要求されるようになってきて、それが詰め込み教育と相まって今日の子どもの低下ということの一要因、これがすべてとは言いませんが、一つの背景になっているということは、私は間違いはないのではないかとこのように思っているわけですね。

従いまして、ゆとり教育に対する見解としましては、光と影の部分がありまして、余りにも唐突に出てきたということの中で現場がその理念、思想というものを十分受けとめることができないまま歳月が過ぎて行ったということがあるのではないかとこのように思っています。そのゆとり教育そのものは、私は間違いではなかったし、むしろこれからもそういった中で子どもを育てていくことがバランスの取れた将来もたくましく生き抜くといえますか、そういう子どもたちを育てることにつながるのではないかと。教科の学力と同時に、もう一方で人とのかかわりながら、その中で折り合いをつけながら社会を生きていくという子どもを育てることになれば、やはり一定の学校教育におきましてもゆとりというものは必要だといふふうに考えているところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 人とかかわりという部分は、また最後にちょっと御質問したいと思うのですが、学力面だけ見てみましても、ゆとり教育の結果としてよく言われるのがPISAですね。あるいはPIMSS、国際学力調査というのがありますが、その結果においても学力の低下の傾向が見られておると。そこでゆとり教育ということをよく言われると、フィンランドがよく出てくるんですね。同じようにやられておると。これよく御存じかもしれませんが、違いを見てみますと、授業時間は日本より少なく、しかも先ほどおっしゃった総合的な学習に相当する時間は日本より多いわけですね。しかしながらこのPISAでトップをいっているのは、常にフィンランド。その中身で具体的に特質されるのは、中学校の教育にあるんだろうと思っております、3分の1にあたる成績の低い生徒、これは特別学

級に振り分けられるか、あるいは補習授業を受けておると。今のように底辺の学力を上げる、またさらにもう一つは優秀な生徒にはそれ相応の特別な教育を行っている。つまり生徒の能力の違いを前提にして全体の学力を上げているのがフィンランドであろうと思います。つまり生徒の個別の能力差に沿った教育が行われておると。無理に能力の低い人を無理に能力の高い授業に適応される必要がないということになると、おくれることはあっても落ちこぼれはないだろうと。特定の基準を満たさない生徒にそぐわない授業内容を押しつける必要がないからゆとりがあるということになるというのがフィンランドの考え方だろうと思います。

安芸高田市の中学校は生徒の数が1学校が非常に少ないですから、こういった振り分けというのは非常に難しいかもしれませんが、習熟度別指導というのはよく言われておりますけども、習熟度別指導に関する何かお考えがあれば、伺わせていただければと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 議員御指摘のように、フィンランドに代表されるように、PISA型の学力ということの背景等については私も議員のお考えとほとんど同様な思いを持っているところでございます。そういった中で、現在日本の教育というのは、これまた議員御承知のように、文部科学省が示します学習指導要領に基づいて展開をされておまして、その中に具体的に小学校の何年生ではどういった内容とか、中学校ではどういった内容ということで示されております。今日習熟度別授業ということも、以前に比べましてかなり学校現場で取り入れられるようになってきております。

一方、かつては障がい児教育というような呼び方もしておりましたが、ここ最近でいいます特別支援教育というものにつきましても、かつて新設ですと5名認可、あるいは3名認可ということの流れの中で、今日では1名であっても認可されるということの中で、学校によっては、あるいは地域によっては教室が足りないというような現状も起きてくるほど、特別支援学級というものが多くつくられるようになってきてまして。広く言いましたら、これも一つの習熟度に近いような学習形態だというふうに思っておりますが、いわゆる先ほど議員御指摘の子どもたち一人一人の能力、実態に応じた授業のクラス分けと申しますか、そういう習熟度別ということにつきましても、今後さらに先ほども言いました、指導要領あたりの絡みと合わせてしっかり研究をしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにしても、基本は4年生であれば4年生、中学校2年生であれば2年生に学習させるべき、習得させるべき内容として示されておる、いわゆる学習指導要領に基づく指導書の中身、内容というものをしっかりつけさせると、力としてつけさせていくということが前提になればいけないというふうに考えているところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 文科省の指導もあたりということ、なかなか簡単にかえられる内容ではなかろうかと思いますが、習熟度別というのはやはり大きな課題であろうと思います、今後の。授業時間がふえ、授業の進め方が早くなれば、さらにおくれる生徒がふえるんじゃないかという、そういった危惧もありますし、また6時間授業がふえますと、放課後の行事や子どもたちが何か委員会をやろうと思ってもそういうことが難しくなったり、こういうような弊害も出てくるのではなかろうかと思っております。そういったおくれる子どもたちやいろいろなことを考えていきますと、補習は一つは充実させていくとか、自習できる機会、あるいは平日遅くまで受ける状況もどうかと思いますし、ぼちぼち土曜日の教育というのも真剣に議論する時期に来ておるんじゃないかと思うのですが、教育長は土曜日教育に関してはお考えがあれば、お聞かせいただければと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 議員御指摘の土曜日の半日授業といいますか、その御指摘でございますが、結論からこれについて申し上げますと、現在の段階では考えていないというのが私の結論になります。

背景としましては、先ほども申しましたように、いわゆる日本の義務教育というのは文部科学省の示された学習指導要領に基づいて展開をしていくということが大前提でございますので、国の動向でありますとか、そういったことも十分考慮しながら、このことについては検討していくということになろうと思っておりますので、国の段階でもまだそのことについては具体的な動きというのはないというふうに今のところ把握しておりますので、結論ということになりますと、先ほど申したというようなことになります。

ただ、議員御指摘の毎日月曜日から金曜日まで6時間授業ということになりまして、先ほどの個別に応じた補習でありますとか委員会活動でありますとか、部活を含めてになろうと思っておりますが、そういったところで本当に子どもたちも余裕がない、指導者も余裕がない、毎日忙しい中で学校教育が展開されているというのは事実でございます。そういう意味からも、先ほど申しましたように、ゆとり教育というのは思想とか考え方という意味で言いましたら、一定の意味といえますか、価値があったんではないかというふうに思っているところです。

いずれにしても、学習指導要領を逸脱することにはなりません、そういった中で最大限、議員御指摘のような子どもたち一人一人の能力に応じた学力の補習も含めて、少しでもゆとりが学校教育の中に生まれるような配慮なり工夫というのは、今後検討してまいりたいというふうに考えるところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 文科省の当然考え方がありますが、その学校教育法の施行規則では、公立小学校は土日が休みとなっておるんですが、特に必要とされる場合は授業を行うということになっておりまして、運動会や文化祭がまさにこれにあたるんだろうと思うんですね。そういった考えでやれば、学校行事と同様に授業を地域公開するということになれば、そういったところがクリアできるんじゃないかというような考え方もあるんだろうと思います。これは東京都なんかはもう小・中の公立高校で3割ぐらいがやっておるんですが、土曜日の稼働。大阪もそうですし京都府もそうですし、いろいろなところが実際は検討してきておるといふ実態もありますので、ぜひその辺は調べていただきたいなと思います。それから、土曜日稼働というのは先生方の負担にはなるかもしれませんが、やはり子どもたちのことを最優先に考えてやらないかんだろうなと。また保護者に対する子どもの土曜日の過ごし方についても要望等も、やっぱり新学習指導要領がスタートしてぼちぼちとその辺も要望等に耳を傾けていく時期に来ているんじゃないかと思います。とかく統廃合だけに目が行きがちですが、学習指導要領の変化に伴う対応、こういった土曜日とかその辺も考えてですが、ぜひ議論のスタートをぼちぼちと切っていく段階に私は来ているんじゃないかと思うんですが、もう一度、教育長のお考えを伺いたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 議員御指摘のいわゆる土曜日ということですが、市内におきましても年間を通じてということになっておりませんが、これまでも土曜日、日曜日を学校公開にあてましたり、ここ最近で言いますと、いわゆる新型インフルエンザ等でやむなく臨時休校というようなときには、その授業数確保という観点から土曜日・日曜日の開校をしまして、授業をしてきたということの経緯がございます。しかし、それを年間を通じてということになりますと、やはり私も全国的に見ましたら、先行実施と申しますか、そういった形で取り組んでいるということは把握しておりますが、本市において今年間を通じて土曜日を授業日としてとり行うということについては、少しまだ時期尚早かなという考えでおるといふことでございます。

もう1点は、やはり家庭というものにかかわって、いわゆる共働きの保護者といいますか、それがふえてるということの中でそういう観点からも土曜日の開校をということの御指摘のように受けとめましたが、そのことも一定の理解はしながらも、私もう一つ、どうしても整理する必要があるのではないかと思うのは、それだけでなく今日親子関係が希薄とか家庭の教育力が低下してきているというような指摘があるわけですが、やはりもう一度私はいわゆるそれぞれの守備範囲を明確にしてみる

必要があるのではないかということも一方では考えておるところでございます。

具体的に言いますと、学校教育はここからここまで子どもの教育にかかわって責任を持ちます。家庭では、ここからここまでの守備範囲を責任を果たしてください。家庭においてはここからここまでというふうな、ややもするとここ最近の社会の風潮として子どもの教育にかかわっているいろいろなことが学校のほうへ要求、要望されるというような傾向にあるというふうに思うんですね。従いまして、やはり働くということも当然必要ではあります、こと子どもの教育にかかわってということになりますと、すべてを学校教育が担うということではなくて、やはり家庭あるいは地域の役割ということもこの機会にしっかり見直してみる、そういう機会にしたいなということも考えているところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 家庭と学校の守備範囲の明確化、大賛成で、ぜひそのあたりは進めていただきたいと思いき、また授業時間がどうしてもふえるということになりますと、これからの課題かもしれないですが、土曜日稼働も一つ頭に入れておく課題だろうというのは共通の認識だろうと思いき。

また、授業時間がふえまして、そのことへの対応だけじゃなくて子どもたちにいかに競争心を持たせるかということが、小規模校の大きな悩みだろうと思いき。この子どもたちにどうやって生徒数も少ない中で競争させていくかと、こういうことに対して教育長、何かお考えがあれば、お話いただければと思いき。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 児童生徒に競争心をとということの御指摘のように受けとめましたが、午前中での答弁でもお話しましたように、適切な例になるかどうかわかりませんが、平成15年の美土里小学校の学校統合、それから翌年平成16年のかつての丹比西小学校と吉田小学校の統合、この中で私も美土里小学校の統合1年目から校長という職で勤務をさせていただきましたが、議員御承知のように、統合前の4小学校というのは、先ほど御指摘ありました、いわゆる小規模校。一番大きい学校でも50人前後という児童数でした。それで統合になりまして170名の小学校になったわけですが、結果として統合前の4小学校、一つの見方として存在しておりましたのは、人数が少ないからきめ細やかな指導ができて学力もつくのではないかという見方というのがありますが、結果として統合になった170人の美土里小学校の学力というのは大きく伸びました。体力面についても同じことが言える。体力につきましては、これも御存じのように芝生の校庭ということで、子どもらの運動量がぐんとふえたということも背景にはあったわけですが、学力というのは非常に、当時市内13校でもトップクラスの学力というのが結果として出てきました。これは、新しい学

校をつくるんだという、その当時勤務をした職員の努力ということもあったと思いますが、一番大きな要因としましては、議員御指摘の人数がふえたことによる、いわゆる切磋琢磨といいますか、子どもたち自身が持っているいい意味での競争心に火がついたその結果だというふうに当時教職員の中では受けとめたところでございます。そういった意味からも、かつて学校現場に競争心を持ち込むのはいかなものかというふうな意見もありましたが、今日ではそういったところは学校現場も一定の整理をして乗り越えてるところでございまして、いい意味での子どもたちの競争心というのはしっかり植えつけていくべきだというふうに考えております。今世の中に出ましても、当然競争のない社会というのはないわけですので、そういう意味からも必要なことだというふうに考えておりますし、今日の少なくとも市内の教育現場には少なからずそういったことは十分配慮した教育活動を展開されているというふうに考えているところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 小規模と大規模、子どもの競争力、意識っていうのはやはり人数が多いところにあると。これは全くそのとおりだと思います。ただ、少なくとも現実には小規模校が非常にまだたくさんありますので、そういった中で勉強の財産っていうのはあと1点をどうするかというような情熱をどう教えるかと思うんですが、よく外国人と比較されると今の日本人は勉強しないとか、勉強に対する情熱が欠けておるんじゃないかとかよく述べられております。最後まであと1点を取ると、そういう情熱を植えつけさせるためには小規模校でもある程度個人の成績をオープンにしていくというか。いろんな学校へ行きますと、スポーツ関係の順位っていうのは1位、2位、3位っていうのは張り出されておるんですが、残念ながら勉強の部分は1位、2位、3位っていうのは張り出さしておらんわけですね。勉強も同じようなステージでとらえてそういった頑張った子の一つには褒めるという意味でも掲示をしてやって、逆に張り出されてない子は少しでも張り出されるように頑張ろうと、そういうような何か仕組みをつくっていく必要があるんだろうと思うんですが、そのあたりはお考えが何か仕組みがあればお話いただければと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 これまた現段階でいいアイデアというか、考えを持ってるということではございません。しかし、御指摘のことにつきましては、校長会等も通じながら議論といいますか、研究の余地はあるというふうに受けとめさせていただきました。

しかしながら、議員御承知のように今日の社会におきましては、個人情報保護でありますとかプライバシー保護というふうな観点からも配慮を要する内容だというふうに思います。そういったいわゆる成績の順

位等を公にするというようなこと以外のことで、子どもたちが本来持っているやる気、意欲、そういったところへ火を灯すといえますか、そういったところを刺激するような方法というのもしっかり考えていく必要があるかというふうに考えるところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 ぜひ、小規模校における競争心の持たせ方というんですかね、それをぜひ御検討いただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。英語教育は小学校5、6年生で年間35時間の必修、中学校でも105時間以上の授業アップとなっております。これまでの英語教育の課題と今後の進め方に関し、その取り組みのお考えを教育長に伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 児玉議員御指摘のように、平成24年度完全実施の「中学校新学習指導要領」におきましては、ますます進展する国際化社会において、よりたくましく自己の人生を切り開いていくことができる子どもたちを育成するため、今回の学習指導要領における教育内容改訂のポイントの一つとして、「外国語教育の充実」が挙げられたところでございます。

小学校では5、6年生ではありますが、週1時間の外国語活動において、あいさつや買い物、子どもの遊びなどの身近なコミュニケーションの場を設定するなどして、外国語の音声や基本的な表現になれ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うということが明記されたところでございます。

一方、中学校におきましては、これまでの週3時間から週4時間に時間数も増加し、また、より活発な活動を支えるため、学習する語数が900語から1,200語に増加をされました。「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」の4技能をバランスよく育成することを目指しております。

また、「安芸高田市教育振興基本計画」におきましても、学校教育の柱の一つとしまして、国際化・グローバル化に対応した教育の推進を掲げ、その充実を図ろうとしているところでございます。具体的には、小・中学校とも、すべての学級がネイティブの外国語指導助手の指導に触れることができるよう、年間を通してALTを計画的に派遣するとともに、中学校におきましては、生徒の学習意欲を高め実践的コミュニケーション能力の向上を図る授業づくりのための研修を積極的に実施してきておるところでございます。その結果、学力調査におきましても、市内中学生の英語学力は、県平均と比較しても高いものになっています。また、英語暗唱大会等のコンクール実施への支援や、生きた英語教育の場としての青少年海外派遣事業の実施などにより、生徒たちの積極的なコミュニケーションを図ろうとする態度の育成と、コミュニケーション

ツールとしての英語の学力向上を図ってまいりたいと考えておるところでございます。御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 英語の学力向上というのは最大の課題であろうと思っておるんですが、ことしリクルートが大学生7,500人にアンケートをとっておるんですが、留学したくない、行きたくないっていうのは4割ぐらいおるわけですね。理系男子が半分。その留学したくない理由っていうのは何かっていうのは、1番は費用が高いというので48%ですが、2位に外国語が苦手というので45%が出てきます。今の若い人は内向きって言われるんですが、一つにはこの語学力が大きな課題になってるんだろうなと思います。

またTOEFL、TOEICと並んでTOEFLですね。この英語の国際的な英語検定ですが、これらは平成22年度のデータですが、日本は163カ国135位。英語のランキングが。アジアの中では悲しいことに30カ国あって27番目。日本の後ろにおるのはラオス、タジキスタン、カンボジアのこの3国だけという状況です。せっかく今まで中学校からいろいろ勉強してくるんですが、単純に思うのはこれだけ勉強してきて何でこんなに点数が低いのか。なぜ日本人は英語がしゃべれんのだろうかというのを率直に教育長何か思いがおありでしたら、お伺いしたいと思うんですけど。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 議員御指摘の英語力といいますか、実は私も非常に苦手でございますが、英語がわからない生徒の気持ちはよくわかるわけですが。

これも正式の調査ではありませんが、生徒たちに将来英語力が身につけるほうが社会に出て役立つと思いますかどうかというような問いに対しては、ほとんどの生徒が役立つというふうに答えます。しかし、じゃそういった英語でありながら、自分は英語の教科が好きですか、英語がよくわかりますかということになると、よくわかりません、嫌いですという答えをするという、まさに議員御指摘の今日の日本における英語科教育の課題というものがそこに集約されているというふうに、私個人的にも感じておるところでございます。じゃその英語力がなかなか身につかない背景あるいは要因といったものがどこにあるかということにつきましては、私がここで軽々に語ることはできませんが、私なりに今大きく2つぐらいのことを思っておりますのは、1点はやはり日本の英語の学習方法、そういったものに1つは課題があるんじゃないかというふうに思ってます。先ほど答弁させていただきましたように、小学校高学年におきまして、身近な場面を通して英語の雰囲気といいますか、コミュニケーション、そういったものになれていくというようなことがあります。やっぱりそのことを上級学校におきまして時間割合でいいましたら、今以上にもっともっととるべきではないかというふうに個人

的には思っておるところでございますが、これも先ほど言いましたように、日本におきましては学習指導要領というものの一つの制約というのもございます。しかしながら、今日の市内の中学校における英語の力というのは、議員御指摘のような課題もありますが、かつてに比べましたら、これも飛躍的にと言っていいぐらい伸びてきていることは間違いない事実だろうと思います。学力調査の結果あたりをみましても、県平均あたりよりははるかに高い結果が出てますし、意識調査の中におきましても、英語が好きとか、まあまあ好きという回答をする子どもたちがふえてきております。このあたり、いわゆる中学校現場の英語の指導者の支援というもの、研修等も含めて支援というようなものを今後充実させていくということが教育委員会に課せられた一つの課題だというふうには受けとめておりますので、今後ともそのあたり努力を継続してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 具体的な案はお持ちでないということでしたが、確かに学習方法が課題であろうというのは、これは皆さん同様の考えではなからうかと思えます。我々が習ったころは英語教育っていうのは、大きな声でたくさん発話させる。あるいは、文きり型のフレーズですね。This is a penみたいなものを繰り返し繰り返し練習して友達とやりとりをする。しかしながら、そこにコミュニケーションというか、そういう量的なものじゃなくて相手に対してかかわりの中で気持ちを伝えるという、そういう教育が恐らく不足しておったんだらうと。これからちょうど英語の時間もふえてくるわけですが、小学校段階である程度英語の基礎というか、アルファベットの定着と発音、あるいは読み書き。中学校になれば、歌や物語の中で豊かな言葉を丸ごと与える授業を通じて英語を好きになってもらうみたいな考え方で9年間ぐらいの計画を立てないとなかなか難しいんじゃないかと思うんですが、そういった学習指導要領の絡みもあります。私は9年間ぐらいの長期的なプランを立案していくべきではなからうかと思えますが、いかがでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 議員御指摘の内容につきましては、貴重な御提案だというふうには受けとめさせていただきますので、今後、具体的な検討もしてまいりたいと考えております。当面は、先ほど申しましたように、小学校5、6年生の外国語活動、それから中学校の英語科の授業の質的向上というものをしっかりできる限りの支援を現場に対してしていきたいというふうに思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 もう2つ、3つ提案をさせていただきたいのですが。私、英語が身につ

かないのは、一つには習った英語を日本で触れるチャンスが非常に少ない現実があるんだろうと思います。議員になって3年半になりますが、いただいた資料に英語のスペルが書いてあったものは1回も資料に出会ったことがありませんし、新聞は縦書きですからスペルは出てこないわけですね。テレビでも片仮名といういい文字がありますからスペルは出てこないわけです。専門のチャンネルを開かん限りは、従いまして、非常に英語のスペルに出会わないと。ほかの国に行きますと、少なくとも私も10カ国以上行きましたが、大体日本みたいに漢字とか平仮名とかカタカナを持ってませんから、1つしかないから、英語はそのままスペルでぽんと出てくるわけですね。そういった中身を見ておきますと、非常に我々は英語に接する機会が少ないです。スペルに出会う機会が少ない。そういったことを考えますと、せめて英語の時間は日本語はしゃべらずに英語だけでやる。あるいは、横書きの授業、数学とか理科とかそういったものにはせめてスペルの表記をすとか、せめてそういった努力が必要なんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 議員御指摘の内容もよくわかりますが、一方では、日本人でありながら国語が十分力がついてないではないかというような指摘も一方ではあります。議員も御承知だと思いますが、私自身も最近国語といいますか、言葉の乱れというものも非常に気になってる一人であります。中学校あたりの英語の授業におきましても、やはり英語だけを使うというようなことを試みている指導者もおりますし、教育委員会として強制できるという内容ではありませんが、これも先ほどの御提案等々と合わせて、また中学校の直接担当者あたりと議論を重ねてみたいというふうにございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 いま一つは、ネット上の交流サイトの活用です。安芸高田市は今海外派遣事業を行っておりますが、ホームステイする前にいわゆるスカイプ、これテレビ電話みたいなものですが、こういったものを使って先に来られる前に自己紹介をしておいて、ある程度相手のことがわかる。あるいは趣味なんかをお互いに話し合っ、ホームステイ先はそういった合う家庭に泊めてやるとか、そういった仕組みが必要でしょうし、またせっかくホームステイが終わってもそこで切れるんじゃなくて、こういった新しい通信手段があるわけですから継続的なつき合いもできるわけですね。海外派遣事業っていうのは単純にその派遣事業だけで終わるんじゃなくて、そういった新しい情報通信技術を使って継続的な交流をするというのが次のステップになるんじゃないかと思うんですが、こういった情報通信を使うという考え方はいかがでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 児玉議員の先ほどの御指摘についても貴重な提案をいただいたというふうを受けとめておるところでございます。

2つばかり整理が必要だと思いますのは、1点は財政的な面を検討する必要があるかというふうに思いますのと、もう一つ、いわゆるSNS、先ほどスカイプということも申されましたが、ソーシャルネットワークシステムあたりを学校現場へ取り入れたときに、一つには今以上の教職員の負担軽減というようなものがどういったものになるかということで、もしより可能性が近いとすれば、いわゆる英語科あたりの授業というよりも、部活でありますとか教育課程外の活動として取り入れるということは現実味があるかなというふうに思いますので、このあたりも貴重な御提案をいただきましたので検討をしてみたいというふうに思うところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 もう一つは、今回のニュージーランドとシンガポールへの派遣事業ですが、これは二次募集も含めてニュージーランドが12名、シンガポールが14名とこういう参加は大変喜ばしいことだと思います。

ただ残念なのは、2年生、3年生が対象で1年生は希望しても行かれない。せっかくこういう時代ですから、行きたい1年生がおれば行かせてやることも私は必要なんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。教育長。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 議員御指摘の現在取り組んでおります青少年海外派遣事業でございますが、本事業は異文化・異言語を体験することにより外国語能力の育成を図り、国際社会に積極的、主体的に対応できる青少年の育成を目的としているものでございます。よって、ホームステイの体験や姉妹校での授業体験などは目的達成のために有効的な手段であると考えております。しかしこれらのコミュニケーションを図るためには、これも先ほどから議員のほうから御指摘にありますある程度の英語力が必要になるのは、御承知いただけるのではないかと思います。ちなみに中学校の英語では、2年生の2学期からホームステイのイングリッシュあたりの学習を行っておりますし、2年生の1学期を終えた状態でもまだ十分とは言えない状態に多くの生徒があるのではないかと思います。ましてや議員御指摘の中学校1年生ということになりますと、もちろん個人差はありますが、全体的にコミュニケーションを取る上での難易度が高いのではないかとこのように考えておりました。授業の目的に沿ってより効果的な授業成果を得るためには、現在のところ中学校2年生、3年生に限定させていただくのが適当ではないかというふうに判断をしているところでございます。なお、御存じのとおり先ほども御指摘いただきましたが、昨年度の学

習指導要領の改定に伴い、小学校高学年5、6年生におきまして週1時間年間35時間の外国語の授業が始まりました。主にあいさつでありますとか、買い物、遊び、身近なコミュニケーション場面を想定して聞くでありますか、話すといった基本的な表現能力を学習するということになっております。よって今後近い将来、この小学校の外国語活動の成果があらわれてくるという状況になりましたら、議員御指摘の中学校1年生段階での派遣ということについても十分検討の余地があるかなというふうに考えておるところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 ただいまの説明ですと、しっかりとある程度の勉強をしてから海外派遣ということだろうと思うんですが、私はちょっと違う考えでして。私の経験から言えば、日本語も英語も通じんとんでもないところへ行かされてそこで思うのは、いつももうちょっと勉強しとけばよかったなということを思いますから、本来1年生が行ってみて、いやこれは英語を勉強しとけばよかったと思ってもらいたい気持ちのほうが、そういうことを思ってくれる子どもが多くおるほうが私は大切なんじゃないかと思っております。ぜひ、そういったことも考えて御検討いただきたいと思っております。

それから、これからの時代っていうのは、いわゆる地域、ローカリズムも大事ですけど、やっぱりグローバルズムを考えた教育が必要ということ、これは公立高校も近ごろ理解してきておりまして、各公立高校がいろんな外国と姉妹縁組を結ぶと。吉田高校も向原高校もニュージーランド、シンガポールを対象に進められておるようですけども、それらを考えますと、今の募集人数をさらにもう少しふやしていったらどうかなと私は思っておるわけですが、市長は一つその辺の予算とかその辺から考えると、こういうふうなふやしていくという考え方はどのようにお考えか、一つお聞かせ願えればと思っております。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 子どもたちに参加させるということは非常に大事なことで、私が市長就任当時はある市町に偏った参加だったんですけど、今度6町が大体満遍なくいくようになってきたということで評価をしておるところでございますけど、その上でまだもっともっと子どもたちが参加して学力が上がって効果が見込めるならまだまだ前向きに考える価値はあると思っております。費用対効果といいますけど、そういうところはしっかりしめさないと市民の方もおられますので、納得いく形でしていきたいと。ただ、この方向について費用対効果があるならば、前向きに考えていきたいとかように思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 それでは、最後の質問に移ります。子どもたちのボランティアを通じ

た社会の奉仕や役割といった公共心の育成について、教育行政のこれまでのかかわり方の中での課題と今後の取り組みに関するお考えを教育長に伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの児玉議員の御質問にお答えをいたします。

御指摘のように、「公共心」につきましては、改正教育基本法で新たに教育の目標が定められ、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」と記述されました。この改正教育基本法を受け、学校教育におきましては、学習指導要領において、「公共の精神を尊ぶ」ことが総則の目標に新たに明記され、小・中学校ともに「ボランティア活動を通して道徳性の育成を図ること」という記述がなされました。このことは、教育委員会としても重要な教育活動であると認識しているところでございます。

安芸高田市内の小・中学校におきましては、現在、ボランティア活動として、各学校区内の「クリーン大作戦」と銘打っての清掃活動でありましたり、高齢者福祉施設を訪問しての入居者との交流活動、あるいはシャッター・アートなどの活動が、「総合的な学習」の時間や児童会・生徒会活動等の「特別活動」において行われておるところでございまして、児童・生徒の公共心の育成を図るという上において大きく関係をしているというふうに考えております。

一方、社会教育におきましては、社会教育法におきまして「青少年に対しボランティア活動など、社会奉仕体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励」が記述されており、教育委員会といたしましても、青少年教育事業での体験活動の実施や、子ども会連合会主催のインリーダー研修などを支援し、機会の提供をいたしておるところでございしますが、まだこの活動は十分とはいえないというふうに受けとめているところでございます。

従いまして今後の課題としまして、学校教育におきましては学習指導要領に基づき、意図的・計画的にボランティア活動を仕組むとともに、生涯学習の観点からは、市PTA連合会、あるいは市子ども会連合会、また地域振興会などとの連携を図り、協力・支援をいただきながら、学社連携した取り組みを推進することで、子どもたちの公共心の育成を図ることが必要であるというふうに考えておるところでございまして。御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 とても大切なことだろうと考えております。東北の大震災のときに、どこの中学校だったか忘れまじけども、避難するときに危ないから避難するよと叫びながら逃げて行った生徒、そういう学校があったわけですね。その学校はちゃんと地域に存在する学校として自分たちの役割を

教えていたと。その結果としてそういう行動ができたんだろうという記述がありましたけども、中学生ぐらいになればやはり地域でそういった役割を明確にして地域に奉仕させる、貢献させる、そういうことをしっかりと役割として勉強させていくことが私は大事なんじゃないかと思ってるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 児玉議員御指摘のことに対しましては、私も全く同感でございます。東日本大震災の先ほどお話しされました例というのは、恐らく釜石の奇跡と呼ばれてる釜石市内の小・中学校の例ではないかと思いますが、やはり地域、保護者と一体になった具体的な防災活動をする中で、中学生が小学生を、そして小学生が保育所・幼稚園の子どもたちと一緒に地域の方と一緒に高台まで避難をして、当時学校にいた児童・生徒、園児含めて1人も犠牲者を出さなかったというのは、広くマスコミ等で報じられたところであります。

今、安芸高田市の現状を見ましたときに、少し視点はずれるかもわかりませんが、学校現場が非常に課題というふうに考えておりますのは、児童・生徒の送り迎えが非常に多いということです。このあたりも先ほどお話をさせていただきましたように、やはり子どもにとっての社会規範、公共心を含めてそういったものの規範はやっぱり親にあると、家庭にあるというふうな教育環境を市民の皆さんの御協力もいただきながらぜひつくり上げて、将来子どもたちが例えどこで生活することになっても、自分を見失うことなく周りの人たちとのコミュニケーション、折り合いをつけながら自分の可能性を信じて力強く生きていくという、そういう子どもを育てるためには、今議員御指摘のような、公共心を含めて本当に社会の一員としての自覚というものを備えた子どもたちを育てていくということが非常に大切であろうと考えておるところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 本来は教育長がおっしゃるように、家庭でその辺の役割っていうのはしっかりと、我々の代っていうのはそういうことを教わってきたんじゃないかと思うんですが、その地域での役割なりなんなり、親の背中を見て習ってきたというのがそういうことであろうと思います。確かに、家庭でしっかりとそういうことをやっていこうと思えば、これは保護者会のほうでもしっかりとその辺を保護者のほうにも伝えていかなきゃいけませんし、PTAの中でそういう議論ができればいいなと思います。

また一方で東北で今回震災に遭った子どもたちの話を聞いておりますと、地域は自分たちの手で立ち直らせるとか、あるいは災害のときに人に役に立ちたいから消防士になるとか、あるいははげがをした人を助けたいから医者になるとか、今回の悲惨な経験から世の中の役に立ちたいという思いが非常に聞こえてくるわけですね。ところが我々っていうか西

日本におりますとそういう経験をしてないわけですから、子どもたちを比較してみますと、そういうところで差がついて少しずつちよつと差が出てくるんじゃないかっていうのは、ある部分危惧しているところです。勉強の先にある人生の目的っていう部分をその東北の子どもたちはしっかりと今回学んでいるんじゃないかと思うんですが、安芸高田市では先ほども申し上げましたように、奉仕活動にしっかり参加し、世の中の役に立つというのはどういうことか、なぜ勉強が必要なのか、勉強の先にあるものは何なのかということをしっかり見つけさせていくことが必要だろうと思っております。そういう知恵を出していくというのがこれからとても大事なんじゃないかと思うのですが、再度その辺を教育長に伺いたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 児玉議員御指摘の内容に全く同感でございます。ただし、そういった子どもたちを育てていくためには、先ほどからお話をさせていただいておりますように、学校教育だけで取り組むということにはやはり限界がございます。今後、いろんな関係機関のほうにお願いも申しましたり議論をさせていただきながら、保護者はもとより地域、市民すべての御理解と御協力をいただきながら、子どもたちが少しでも多くの体験を学校教育の時代にできる。その中で自分が目指すもの、あるいは自分に適しているものを発見して自分の人生を切り開いていける、そういったような形になるような義務教育段階での教育内容というものもしっかり議論をしてみたいというふうに考えております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

児玉史則君。

○児玉議員 私の一般質問が1時間半かかりましたが、質問は25分で教育長が1時間5分しゃべっていただきましたから、しっかりと思いはしゃべっていただいたんじゃないかと思います。教育長、期待しております。以上で質問を終わります。

○藤井議長 以上で児玉史則君の質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしましたので散会いたします。

次回は、6月29日午前10時に再開いたします。大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後 2時29分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員